

# 年金記録訂正請求に係る答申について

## 東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和7年11月25日答申分

### ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500090 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2500044 号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 30 年 7 月 16 日から平成 31 年 1 月 31 日に訂正し、平成 30 年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

平成 30 年 7 月 16 日から平成 31 年 1 月 31 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 7 月 16 日から平成 31 年 1 月 31 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成元年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 7 月 16 日から平成 31 年 2 月 1 日まで  
平成 30 年 6 月 25 日から平成 31 年 1 月 31 日まで、A社で業務を行ったが、  
厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成 30 年 7 月 16 日となっている。  
当時の資料を提出するので、請求期間について厚生年金保険の被保険者として  
記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

課税庁から提出された平成 30 年分及び平成 31 年分給与支払報告書、請求者から提出された平成 30 年分、平成 31 年分及び令和元年分給与所得の源泉徴収票（以下、併せて「源泉徴収票等」という。）、退職証明書並びに A 社の事業主の回答及び陳述により、請求者は、請求期間のうち少なくとも平成 31 年 1 月 30 日までは、同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、請求者は A 社において、平成 30 年 6 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成 30 年 7 月 16 日に資格喪失しているところ、源泉徴収票等及び請求者から提出された雇用契約書により、請求者は、

平成 30 年 7 月分から同年 12 月分の給与として、平成 30 年 6 月の標準報酬月額（26 万円）と同額の標準報酬月額に相当する給与（25 万円）の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらのことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 31 年 1 月 31 日に訂正し、平成 30 年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日を誤って年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主は、請求者の平成 30 年 7 月 16 日から平成 31 年 1 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 31 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間について、A 社の事業主は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答している上、源泉徴収票等によると、請求者の平成 31 年 1 月分の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが認められる。

このほか、請求者の平成 31 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらぬ。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、平成 31 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正することはできない。